

「久留米シティプラザ施設使用における新型コロナウイルス感染防止策基準
(会議室、展示室、スタジオ、和室、六角堂広場)」

- 1 密集を避けるため、最大使用人数の目安を別途定める。
- 2 使用者が講ずる新型コロナウイルス感染防止策は次の各号のとおりとする。
 - (1) マスクの着用
使用者、参加者、スタッフ、出演者等の全ての関係者（以下「参加者等」という。）にマスクの着用を徹底すること。また、持参していない者に対しては、使用者が準備し、配布すること。
 - (2) 参加者等の体調の把握、入場制限
参加者等の体調を把握（検温、咳等の症状の有無等。）し、体調不良者については、使用者の責任において使用施設への入場を断ること。
また、基礎疾患がある人や妊婦等の重症化リスクが高い人の参加を把握し、適切な対応をとること。
 - (3) 手指の消毒
使用者は、使用施設の入り口に手指消毒液を設置し、入場時には参加者等に手指消毒を徹底すること。
 - (4) 換気対策
少なくとも2時間毎に出入り扉や窓を開放し換気を行うこと。
 - (5) 「3密」対策
入退場時や休憩時間、使用施設内の座席等、人と人との十分な間隔（一人当たり概ね4㎡を）を確保するとともに、座席については、四方を空けた座席配置を徹底すること。その他、催事の内容に応じて3密にならないように適切な対応をとること。
 - (6) 特に感染リスクが高いと考えられる用途への対策
特に感染リスクが高いと考えられる用途（大声での発声や大勢での歌唱、屋内での運動）での使用については、前号までの感染防止策に加えて更なる対策を講ずるなど、十分な対策を行うこと。
 - (7) 物販・展示などの配慮
対面で販売を行う場合などは、ビニールカーテン等で購買者との間を遮蔽するなどの飛沫感染防止策を講ずるとともに、購買者が密集しないように十分な間隔を確保し整列させること。また、多くの人に触れる見本品はこまめに消毒等の管理をすること。
 - (8) 参加者等の把握
新型コロナウイルス感染拡大防止や感染経路の確認に使用することを目的に、参加者等の住所、氏名、連絡先を把握・管理すること。なお、参加者等の同意や個人情報の管理については、関係法令を遵守し、使用者が責任をもって行うこと。

(9) 参加者等に陽性患者が発生した場合

参加者等の中に新型コロナウイルスの陽性患者が発生した場合は、久留米市の求めに応じて参加者等の名簿の提出を行うとともに、久留米市保健所・医療機関等へ協力を行うこと。

(10) 事前の周知

参加者等に対して、新型コロナウイルス感染防止策を講じることを周知すること。

(11) その他

この基準に定めるもののほか、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が示す「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や公益社団法人全国公立文化施設協会が示す「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」公益財団法人日本博物館協会が示す「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等を遵守すること。

また、使用者はこれらの新型コロナウイルス感染防止策基準を熟知し、「新型コロナウイルス感染防止策に関する誓約書」を市に提出すること。

附 則（令和2年5月25日2プ施運第25号）

- 1 本基準は、久留米シティプラザ条例第3条第4号から第8号に定める施設使用に適用する。
- 2 本基準は、令和2年5月25日以降の施設使用から適用する。

附 則（令和2年6月12日2プ施運第40号）

- 1 本基準は、令和2年6月15日から施行する。